経済産業省

資料２

共同取組の考え方について

平成３０年１月２４日

資源エネルギー庁

共同取組の評価について

第１回（10月10日）WG資料より引用

- 平成27年度のWGでは、事業者同士でベンチマーク指標の向上に資する共同取組を実施する場合には、定期報告において当該取組を勘案してベンチマーク指標を報告できることとしていた。
- 他方で、『今後の事業者の取組状況等を勘案し、必要に応じて指針等を作成することを検討していく。』と整理していたところ。
- エネルギーミックスの実現に向けて、ベンチマーク指標の向上に資する共同取組を促進するよう、共同取組のスキームの具体化を検討することが必要。

【前回WGの最終取りまとめ（平成28年3月）における「共同取組」に関連する記述（抜粋）】

⑤共同取組の評価

- ベンチマーク指標の評価は、事業者単位で行うことが原則。
- 一方で、現行省エネ法では、共同省エネルギー事業を実施し、複数の事業者が共同して取り組むことでより省エネが進む場合については、その共同取組を勘案して事業者を評価することとしているところ。
- 電力供給業のベンチマーク制度についても、ベンチマーク制度の対象事業者同士で、ベンチマーク指標の向上に向けた事業者ごとの役割分担と実施責任を明確にして、共同して取り組む場合については、その共同取組を勘案して評価する。
- 共同取組を行う事業者は、定期報告において、共同取組の内容、共同する相手、当該取組を勘案した場合のベンチマーク指標などを報告することができることとする。
- なお、共同取組の方法は、**事業者の自主性を尊重する観点から、当面、国として具体的な類型は示さないが、今後の事業者の取組状況等を勘案し、必要に応じて指針等を作成することを検討していく。**

制度設計に係る審議の進め方

- **共同取組の制度設計を行うにあたっては、**複数の項目について検討を重ねる必要があり、今後、委員や事業者の方々の多様な意見を頂戴して、**実態を踏まえた制度とすることが重要**。
- そのため、共同取組の制度設計については、**必要に応じて事業者へのヒアリングを行うなどして複数回に分けてご審議いただく**こととしたい。

  ※不十分な議論を避けるため、必要に応じて、平成３０年度以降の議論も想定。
- 本日は、次頁以降で紹介する**共同取組の基本的な枠組みについて、ご意見をいただく機会としたい**。
- そして、**次回以降は個別の論点について、具体的にご審議いただく**こととしたい。

【平成29年度第１回WG（10月10日）における「共同取組」に関連する意見（要約）】

- 共同取組に関してどのように事業者の方が取り組みつつあるのかをしっかりと拝見する、あるいは促していく流れをしっかり作っていかなければいけないのではないか、見える化していかなければいけないのではないかとかなり強く課題意識を持っている。
- 混焼によって補正された分を使って共同取組を行うことになるとその事業者は得をしてしまうのではないか。どこまでを共同取組の範囲にするのかということも検討する必要がある。

共同取組の基本的な枠組み：前提となる考え方

- 共同取組の制度設計を行うにあたり、**共同取組の前提となる考え方については以下の通り**。

【前提となる考え方（案）】

一．　省エネ法の電力供給業における以下の基本理念と整合的な制度とすること。

- **各事業者自身の効率向上による達成を前提とした制度**とすること。
- **各事業者の恒常的な効率向上を促す制度**とすること。

二．　その上で、**ニーズのある事業者が救済策として活用できる制度**とすること。

三．　**電力事業に係る他の制度も勘案した制度**とすること。

共同取組の基本的な枠組み：検討項目

- 共同取組の制度設計を行うにあたり、**共同取組の検討項目については以下の通り**。
- **その他の追加的に検討すべき項目があればご意見いただきたい**。

【主要な検討項目（案）】

① **共同取組の対象事業者・対象設備** ・・・・・・ 5ページ
② **共同取組において取引するデータ** ・・・・・・・ 6ページ
③ **共同取組において取引する単位** ・・・・・・・・ 7ページ
④ **共同取組により得たデータの取扱い** ・・・・・・ 8ページ

【その他の検討項目（案）】

① **共同取組を考慮しない場合のベンチマーク指標の確認**

共同取組を考慮しない場合のベンチマーク指標も確認し、事業者ごとの発電効率の向上を促す必要があるのではないか。

② **国による情報提供**

共同取組を行うにあたって、国は必要な情報（共同取組を望んでいる事業者の情報等）を提供する等の環境整備を行う必要があるのではないか。

③ **取引形態**

取引形態について、公平に取引が行われるような設計を行う必要があるのではないか。

共同取組の基本的な枠組み：主要な検討項目（①対象事業者・対象設備）

- 電力供給業のベンチマーク制度における**共同取組の主要な検討項目に対する事務局の考え方は以下（５～８ページ）の通り**。

①　共同取組の対象事業者・対象設備：

原則として、省エネ法で定義される「電力供給業」に該当する**全事業者・発電設備**。

ただし、共同取組の提供側であって、**ＦＩＴ制度の認定を受けているバイオマス混焼設備は対象外**とすることが考えられる。

- 趣旨：バイオマス混焼設備で発電した電力は、再生可能エネルギーの導入拡大のため、ＦＩＴ制度による国民負担の下、固定価格で買い取りが行われているところ。ＦＩＴ制度の認定を受けたバイオマス混焼設備について、省エネ法において共同取組を認めた場合には、二重に利益を得ることとなる可能性があり、そのような状況を防ぐため。

共同取組の基本的な枠組み：主要な検討項目（②取引するデータ）

② 共同取組において取引するデータ：

「発電効率」、「発電電力量」及び「エネルギー投入量」の３つを１セットとすることが考えられる。

- 趣旨：発電効率の計算は、「電力エネルギー量 ÷ 投入エネルギー量」の式によって算出されることから、これらの３項目は一体不可分の関係にあるため。

【発電専用設備の発電効率の算出方法】

$$\frac{\text{発電専用設備から得られる電力エネルギー量}}{\text{発電専用設備に投入するエネルギー量}} = \text{発電専用設備の発電効率}$$

※いずれも設計上における定格運転時の値

共同取組の基本的な枠組み：主要な検討項目（③取引する単位）

③　共同取組において取引する単位：

設備単位とすることが考えられる。

※ なお、１つの設備に対して複数事業者が出資している共同プロジェクト等の場合は、１つの設備のデータを分けて、共同取組に用いることも可能とする。

【１つの設備のデータを一部切り出して共同取組に用いるイメージ】

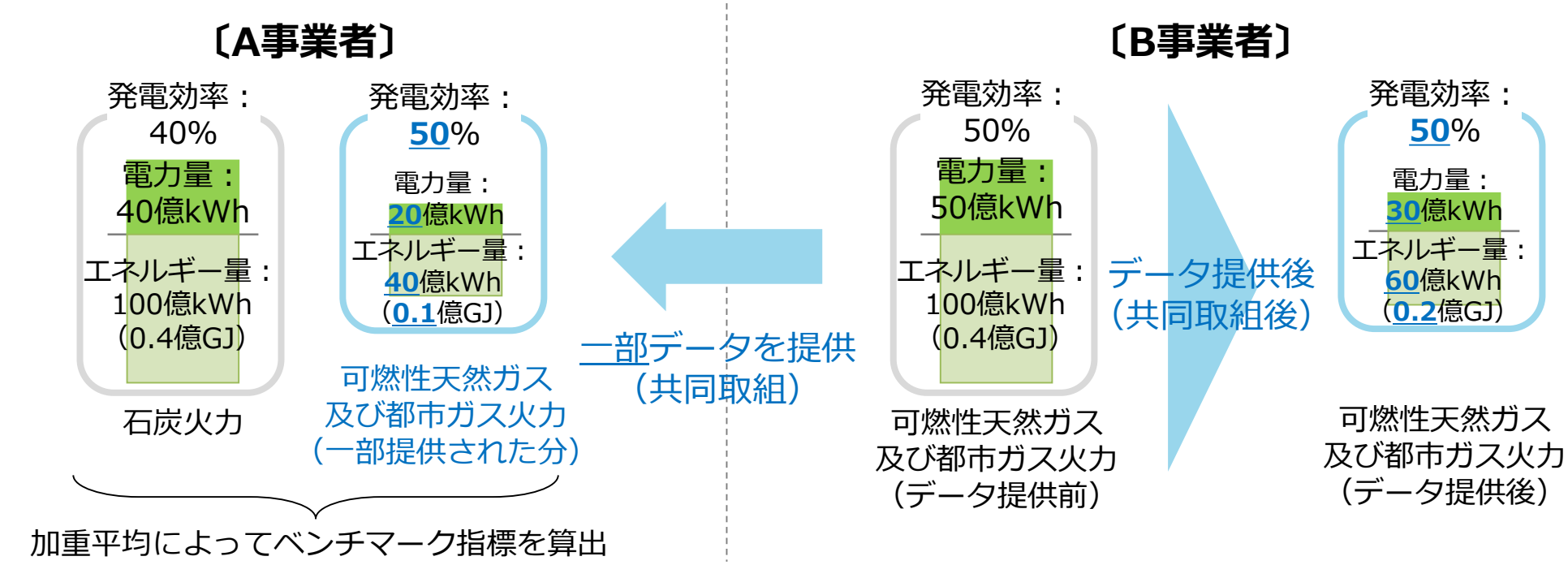

共同取組の基本的な枠組み：主要な検討項目（④データの取扱い）

④　共同取組により得た<u>データの取扱い</u>：

<u>同燃種のデータとして取り扱う</u>ことが考えられる。

例）他社から「可燃性天然ガス及び都市ガス」に該当する発電設備のデータを得た場合、そのデータを自社の石炭火力のデータに反映してはならず、「可燃性天然ガスおよび都市ガス」による火力発電のデータとして扱わなければならない。

※ データを得る側が、「可燃性天然ガス及び都市ガス」に該当する設備を保有していない場合には、（実際の新設扱いにはならないが）「可燃性天然ガス及び都市ガス」に該当する設備を新設するものと想定して当該データを得る。

- 趣旨：ベンチマーク指標は、燃種毎の加重平均によって算出することとしており、また、混焼による発電効率の上限値を燃種毎に設定するため。
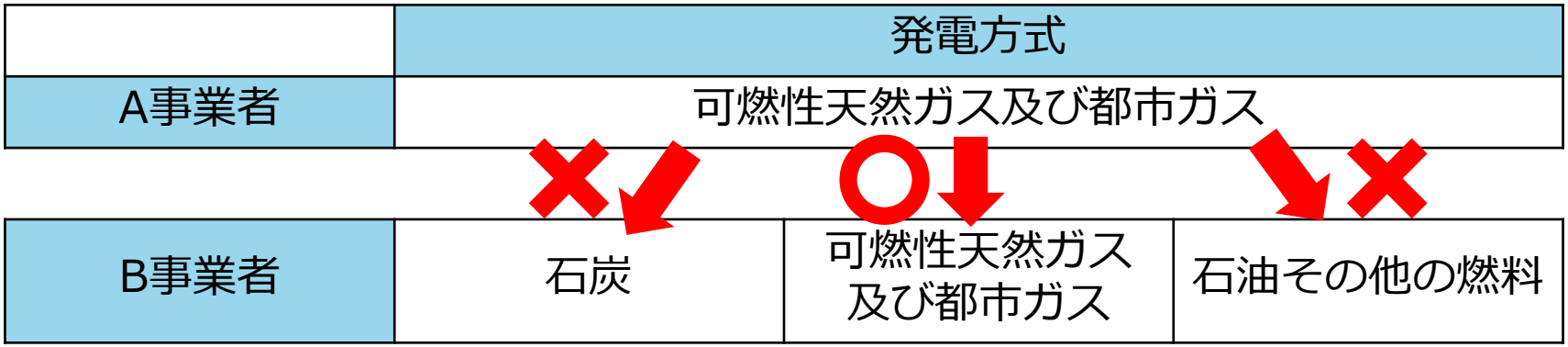
【<u>共同取組により得たデータの取扱いイメージ</u>】